

障害者割引

対象となる障害の種別	適用対象者	割引率
第1種身体障害者	ご本人様 介護者(※1)1名 <u>又は通訳・介助員(※2)2名まで</u>	5割 (※3)
第1種知的障害者 精神障害者1級	ご本人様 介護者(※1)1名	
第2種身体障害者	ご本人様 <u>通訳・介助員(※2)2名まで</u> ただし、片道101km以上を旅行する場合に限る。	
第2種知的障害者 精神障害者2級 精神障害者3級	ご本人様 ただし、片道101km以上を旅行する場合に限る。	

乗船窓口にて、身体障害者にあつては身体障害者手帳、知的障害者にあつては療育手帳、精神障害者にあつては精神障害者保健福祉手帳をご提示ください。

※1

介護者については、障害者1名について運航会社において介護能力があると認めた介護者1名が、当該障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限ります。

※2

身体障害者が盲ろう者であつて、当該盲ろう者1名について運航会社において通訳・介助能力があると認めた通訳・介助員2名までが、当該盲ろう者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限ります。

※3

- ・定期旅客運賃については、3割引とします。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しません。
- ・小児の第2種身体障害者の定期旅客が介護者 又は通訳・介助員 とともに乗船する場合には、当該介護者 又は通訳・介助員 の定期旅客運賃については、3割引とします。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しません。
- ・小児の第2種知的障害者、精神障害者2級及び3級の定期旅客が介護者とともに乗船する場合には、当該介護者の定期旅客運賃については、3割引とします。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しません。